

新型インフルエンザ対策ガイドライン(案)の概要

参考資料1

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元を活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延に関するガイドライン

: 患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、不要不急の外出自粛、施設の使用制限等のまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

1. サーベイランスに関するガイドライン

平時より感染症の情報収集及び分析を行える体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、サーベイランスの追加・強化を行い、国内での発生をできるだけ早く発見し、対策立案・国民等への情報還元を活用する。

平時のサーベイランス		<ul style="list-style-type: none">○患者発生サーベイランス(通年) 全国約5,000定点医療機関において実施○入院サーベイランス(通年) 全国約500カ所の300床以上の医療機関において実施○学校サーベイランス(9月～4月を目処) 全国の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校 等において実施○ウイルスサーベイランス(通年) 全国の病原体定点医療機関において実施○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 関係省庁等が得た情報を共有・集約化し、分析評価等を実施
新型インフルエンザ発生時のサーベイランス	追加するサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○患者発生サーベイランス(海外発生期から地域発生早期まで(※)) <u>すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)</u>の発生を把握し、<u>新型インフルエンザの国内の発生状況を把握</u> ※地域感染期以降についても都道府県の判断により継続することができる
	強化するサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○学校サーベイランス(海外発生期から国内発生早期まで及び小康期) 報告対象施設を、<u>大学・短大</u>まで拡大○ウイルスサーベイランス(海外発生期から地域発生早期まで及び小康期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を原則実施

2. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン

国民一人ひとりが適切に行動できるよう、発生前から、情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には、迅速かつ正確な情報を提供。

（国）

【情報提供体制の整備】

- 政府対策本部と厚生労働省は一元的な情報提供を行うため情報提供チームを置く。チームには基本的対処方針等諮問委員会の委員をメンバーに含め、三者が一体的に活動することも検討。

【発生前】

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民に提供する。地域への感染拡大の起点となりやすい学校等の児童生徒等に対して丁寧に指導していく。

【発生時】

- 記者発表に際しては、地方公共団体と情報を共有し、タイミングと内容を合わせる。記者発表については頻度を特定して行う。
- 個人情報の公表の範囲はプライバシーの保護と公益性のバランスを考慮。
- 厚生労働省はコールセンター等を設置。政府対策本部と関係省庁はホームページ等により情報提供。

（都道府県）

- 定例記者会見、ホームページによる情報提供、コールセンター等の設置

（市町村）

- 域内の発生状況、対策、交通機関の運行状況等の情報提供、生活相談を含む相談窓口の設置

（国と地方公共団体等との連携）

- 国は発生前から地方公共団体との間で互いの窓口となる担当者を複数名設定する。
- 厚生労働省はメールマガジン等を通じて医療関係者と直接情報を共有する。

3. 水際対策に関するガイドライン

1. 国内でのまん延をできるだけ遅らせ、その間に検査体制、医療体制等の整備のための時間を確保する。
2. 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現する。

【対策の概要】

- WHOが新型インフルエンザの宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置し、ウイルスの特徴、社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し、基本的対処方針を決定。
 - ※ WHOの宣言前等であっても、新型インフルエンザ等の発生が強く疑われる場合には、関係省庁対策会議又は必要に応じ新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、初動対処方針を決定。
 - ※ 対策の決定に当たっては、病原性・感染力等のウイルスの特徴その他の状況を踏まえ、患者等への人権の配慮や、対策の有効性・実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案。(あらかじめ対応パターンを5つ例示)
- 新たな情報が得られた場合や国内外における発生状況の変化等により、対策の縮小・中止などの見直しを行う。

検疫の強化	(検疫集約化)発生国からの便を検疫実施空港・港(5空港・4港)へ
	(停留措置)感染のおそれのある患者との濃厚接触者を一定期間停留
	(健康監視)国内での発症者を早期に発見するため健康監視を実施
来航者への対応	査証措置等による状況に応じた措置
在外邦人への支援	(感染症危険情報)在外邦人等に対し、渡航延期、帰国の検討等について情報提供
	(代替的帰国手段)定期便が運航停止等となる場合、在外邦人の帰国手段を確保(チャーター便、政府専用機、自衛隊機等)

4. まん延防止に関するガイドライン

国内で患者が発生した場合、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供と並んで、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するためのまん延防止対策を講じることが重要。

患者対策		<ul style="list-style-type: none">○ 地域発生早期には、感染症法に基づく対策(入院措置等)を、地域感染期には、感染症法に基づく措置は実施しないが、患者には感染力がなくなるまで外出しないよう求める。
濃厚接触者対策		<ul style="list-style-type: none">○ 地域発生早期には、感染症法に基づく対策(健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)を実施。
地域対策 及び 職場対策	地域対策	<ul style="list-style-type: none">○ 国民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に従い、都道府県は、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等を実施(期間・区域の目安を記載)。
	職場対策	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。○ 職場における健康管理の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染予防策の徹底を要請する。

5. 予防接種に関するガイドライン

新型インフルエンザが発生した際には、国は、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかに特定接種や住民に対する予防接種を実施。

- ワクチンの研究開発を促進する。細胞培養法によるワクチンの生産体制を整備する。
- プレパンデミックワクチンの備蓄を行う。発生時においてパンデミックワクチンの確保のため、国立感染症研究所はワクチン製造株を作成し、厚生労働省は、製造販売業者に生産の要請を行う。
- 未発生期より国は、都道府県、市町村、卸売販売業者等と連携し、ワクチンの供給体制を整備する。
- 特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府対策本部長が必要があると認めたと時にガイドラインに定める業務に従事する者に特定接種を実施する。
未発生期に特定接種の対象事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。
- 特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、住民に対する集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

6. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期

- 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。
- 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進
- 医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）

海外発生期・地域発生早期

- 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置
- PCR等による検査体制の整備及び運営
- 感染症指定医療機関等への入院措置の実施

地域感染期

- 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療）
- 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討）
- 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等
- 電話再診患者のファクシミリ等による処方

小康期

- 対策を段階的に縮小
- 対策の評価及び第二波に対する対策

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、国、都道府県、医療機関、医薬品卸売販売業者等による適切な備蓄・流通・投与を促す。

【備蓄】

- 国民の45%に相当する量を目標として国と都道府県で均等に備蓄する

【流通】

発生前

- 都道府県は発生時における安定供給体制の整備を図る
- 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する

発生後

- 都道府県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する
- 国は、全国の子発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて国の備蓄分を放出する

【投与】

治療方針

- 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。

予防投与の対象者

- 新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対しては、海外発生期及び地域発生早期には予防投与の対象とする
- 患者の同居者（地域感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定）
 - 濃厚接触者
 - 医療従事者等・水際対策関係者
 - 世界初発の場合の集中的医療提供対策が実施される地域の住民（有効性が期待される場合）

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

感染拡大防止と国民生活・国民経済に与える影響が最小となるようにする観点から、欠勤率がピーク時(約2週間)に最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務への重点化をするため、各事業者において事業継続計画^(※)を策定することが必要。

【事業継続計画の策定】

- 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 従業員に対する感染防止策の検討、実施
 - ・症状のある従業員の出勤停止、発症者の入室防止の方法の検討・実施
 - ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、職場の清掃などの基本的な感染対策の推奨
- 感染防止策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
 - ・在宅勤務、時差出勤、出張・会議の中止
 - ・職場の出入口や訪問者の立入場所における発熱チェック・入場制限
 - ・重要業務への重点化
 - ・人員計画立案、サプライチェーンの洗い出し等
 - ・欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保
- 従業員に対する教育・訓練
 - ・職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる

※指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する責務がある。特定接種の対象である登録事業者は、事業継続計画を登録時に提出する必要がある。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命・健康の保護、国民生活・経済に及ぼす影響を最小にするため、個人、家庭や地域での感染対策等への理解・協力、そのうえで適切な行動をとっていただくことが不可欠。

個人・家庭における取組

(発生前)

- 正しい知識、国民一人ひとりに求められる行動等の情報収集
- 学校休業、事業者の業務縮小や施設の使用制限等が行われる場合への準備
- 2週間分程度の食料品・生活必需品等の備蓄 等

(発生時)

- 発生情報等の情報収集
- まん延防止(マスク着用、人込みを避ける、緊急事態の場合の不要不急の外出自粛等)
- 本人、家族等が発症した場合の対応(適切な受診、自宅療養等)
- 医療の確保への協力(不要不急の受診の自粛等) 等

地域における取組

- 情報収集、地域住民への情報提供
- 要援護者を把握し、食料品・生活必需品等の提供など、生活支援
- 相談窓口の設置

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

死亡者が多数にのぼったとしても、公衆衛生上の問題が生ずることのないよう、埋火葬を円滑に実施できる体制を整備。

未発生段階

- 都道府県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市町村、近隣都道府県等と情報共有
- 都道府県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスクや火葬場での消耗品等を確保できるよう準備

まん延段階

- 都道府県は、市町村及び近隣都道府県と連携し、埋葬及び火葬について情報収集するとともに、広域的な火葬体制を確保。
- 都道府県は、火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請
- 都道府県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスク、遺体搬送のための非透過性納体袋を確保
- 市町村は、火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所において遺体を適切に保存
- 都道府県は、火葬場の火葬能力が追いつかず、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合に、一時的な埋葬を考慮
- 墓地埋葬法における埋火葬の手続の特例が定められた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を実施